

中之条町議会の会議中継に関する規程

平成 31 年 2 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、中之条町議会基本条例(平成 30 年中之条町条例第 17 号)に基づき、町民に開かれた議会を推進するため、中之条町議会（以下「議会」という。）が行うインターネットによる会議中継の録画配信の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ライブ中継 開催中の会議を生中継により庁内で放映することをいう。
- (2) ライブ配信 開催中の会議を生中継によりインターネットを利用して公開することをいう。
- (3) 録画配信 ライブ中継した画像データを編集後、後日インターネットを利用して公開することをいう。

(ライブ中継、ライブ配信、録画配信の実施)

第 3 条 ライブ中継、ライブ配信、録画配信（以下「会議中継」という）する会議は、定例会議及び臨時会議の本会議とする。ただし、秘密会は中継を行わないものとする。

2 録画配信を行う場合であって、当該録画配信に係る映像の中に次の各号のいずれかに該当する部分があるときは、該当する部分に限り録画配信を行わないものとする。

- (1) 議長が取消しを求めた発言及び議員が取消しを求めた発言
- (2) 前号に掲げるもののほか、議長が編集することを適当と認めるもの

(録画配信の配信期間)

第 4 条 録画配信は、当該会議が散会または閉会した日のおおむね 14 日後から 2 年とする。

(会議中継の中止)

第 5 条 議長は、やむを得ない事情があると認めるときは、会議中継を中止することができる。

(会議中継に関する権利)

第 6 条 会議中継に係る文書、画像、音声に関する権利は、議会に帰属する。

- 2 会議中継の内容を許可なく他に使用することを禁ずる。
- 3 前 2 項の規定は、その旨を議会のホームページに明示するものとする。

(傍聴人への対応)

第7条 傍聴人に対しては、傍聴人自らの映像及び音声がこの会議中継により、広く一般に公開されることについて、あらかじめ承諾を得るための措置を講ずるものとする。

(免責)

第8条 議会は、会議中継を利用したこと、又は会議中継の情報を使用したことによる損害の発生について一切の責任を負わない。

(会議中継の位置付け)

第9条 会議中継は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び中之条町議会会議規則(平成2年中之条町議会規則第1号)に規定する会議録とはならない旨を議会のホームページに明示するものとする。

(所管委員会)

第10条 会議中継に関する所管委員会は、中之条町議会広報特別委員会とする。

(庶務)

第11条 会議中継に関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議中継に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。